

の懸度強くなるを従業員一同に告げ同日正午頃より一齊能  
業を取行することとなつたのである。  
従業員全員の能業に對し暫ら働は臨時人六十名を補充した  
るも専業に多入の文障を生し繼續困難なる為従業員の懸慮  
に~~ため~~十六日夕方方労資双方暫見折衝の結果要求の入部分  
谷能業二日にして左の通り決せり。

册 決 算 件

- 1、賃金五分値上すること
- 2、短火代百五錢支給すること
- 3、馬糞代百五錢支給すること

以上

報告第四八五號

九州毎日新聞社又總工友働争載

發生 昭和十年十二月十六日

册決 同 年十二月十八日